

令和6年高島市教育委員会
第1回定例会議事日程

日 時 令和6年1月29日(月)
午後2時00分
場 所 高島市役所 新館2階 教育委員会室

1. 教育長あいさつ

2. 令和5年第12回定例会会議録の承認

3. 会議録署名委員の指名

委員 委員

4. 議事

日程第1 議第1号 高島市重要文化的景観拠点施設の管理運営に関する規則案

日程第2 議第2号 高島市高島歴史民俗資料館の管理運営に関する規則を廃止する規則案

日程第3 議第3号 高島市郷土文化保存伝習施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

日程第4 議第4号 高島市朽木生涯学習施設「ステーション・オアフ」の管理運営に関する規則を廃止する規則案

日程第5 議第5号 臨時代理につき承認を求めることについて
(高島市立学校結核対策委員会委員の委嘱について)

5. 報告

報告第1号 高島市高島B&G海洋センターの臨時休館について

報告第2号 高島市高島B&G海洋センターの臨時休館について

6. 今後の日程

- ・令和6年教育委員会第2回定例会

日時：令和6年2月8日（木）午後2時00分

場所：高島市役所 新館2階 教育委員会室

- ・令和6年教育委員会第3回定例会（案）

日時：令和6年3月21日（木）午後2時00分

場所：高島市役所 新館2階 教育委員会室

令和6年第1回定例会座席表

高木 亜矢 教育委員	田邊 栄美子 教育委員	川島 浩之 教育長	川原林 正英 教育委員	橋本 悟史 教育委員
---------------	----------------	--------------	----------------	---------------

教育指導部長 饗庭 一弥	高島市役所 新館 2階 教育委員会室 教育長 1 教育委員 4 説明員 14 事務局 2 <hr/> 合計 21			教育総務部長 木下 晃
学校教育課長 岡部 陽造				教育総務部次長 教育総務課長 熊地 吉之
学事施設課長 保木 等				教育総務部 調整担当監 山本 純子
学校給食課長 川崎 弘				社会教育課長 竹井 正人

給食施設整備 課長 西川 久志	市民会館長 横井川 博之	図書館長 玉木 智恵	国スポ・障スポ 大会推進課長 野崎 良樹	市民スポーツ 課長 森本 正明	文化財課長 小川 祥枝
-----------------------	-----------------	---------------	----------------------------	-----------------------	----------------

教育総務課 主査 末綱 美都	教育総務課 主任 松岡 弘晃
----------------------	----------------------

事務局

入口

傍聴席

議第1号

高島市重要文化的景観拠点施設の管理運営に関する規則案

上記の議案を提出する。

令和6年1月29日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市重要文化的景観拠点施設の管理運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高島市重要文化的景観拠点施設の設置および管理に関する条例（令和5年高島市条例第25号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、高島市重要文化的景観拠点施設（以下「拠点施設」という。）の管理および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(入館の制限)

第2条 高島市教育委員会（以下「教育委員会」という。（条例第10条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に拠点施設の管理に関する業務を行わせる場合にあつては、指定管理者。以下この条から第5条まで、第7条および第8条において同じ。））は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、または退館を命ずることができる。

- (1) 館内の秩序を乱し、または乱すおそれのある者
- (2) 拠点施設または設備を損傷するおそれのある者
- (3) その他教育委員会の指示に従わない者

(入館者の遵守事項)

第3条 拠点施設の入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 拠点施設または設備を損傷しないこと。
- (2) 他の入館者に危害または迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) あらかじめ教育委員会の承認を受けた場合のほか、物品の販売、飲食物の提供、ポスターの貼付等をしないこと。
- (4) 所定の場所以外の場所において喫煙、飲食または火気の使用をしない

こと。

(5) その他教育委員会が指示する事項

(施設の使用等に係る承認の手続)

第4条 条例第5条第1項の規定による申請は、使用承認申請書を教育委員会に提出することにより行わなければならない。

2 前項の使用承認申請書は、使用しようとする日の7日前までに提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

3 教育委員会は、条例第5条第1項前段の承認（以下「使用承認」という。）をするときには、使用承認書を当該承認の申請をした者に交付するものとする。

4 第1項および前項の規定は、条例第5条第1項後段に規定する場合の申請について準用する。この場合において、第1項中「使用承認申請書」とあるのは「使用変更承認申請書」と、前項中「使用承認書」とあるのは「使用変更承認書」と読み替えるものとする。

(使用者の遵守事項)

第5条 使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用の権利を他人に譲渡し、または転貸しないこと。

(2) 使用承認を受けていない施設または設備を使用しないこと。

(3) あらかじめ教育委員会の承認を受けた場合のほか、物品の販売、飲食物の提供、ポスターの貼付等をしないこと。

(4) 所定の場所以外の場所において喫煙、飲食または火気の使用をしないこと。

(5) その他教育委員会が指示する事項

(使用料の減免)

第6条 条例第6条第4項の規定により、使用料を減額し、または免除することができる場合および金額は、次のとおりとする。

(1) 市または高島市教育委員会が主催または共催する事業に使用するとき。 免除

(2) その他市長が特に減額し、または免除する必要があると認めるとき。 市長が定める額

2 条例第6条第4項の規定により、使用料の減額または免除を受けようとする者は、使用承認の申請と同時に使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(施設の変更等の承認の手続)

第7条 条例第7条ただし書の承認の申請は、あらかじめ、施設変更等申請書を教育委員会に提出することにより行わなければならない。

(使用の取消し等の届出)

第8条 使用者は、使用承認を受けた施設の使用を取り消そうとするときは、速やかに使用取消届出書に使用承認書を添えて教育委員会に届け出なければならない。

(損壊等の届出)

第9条 条例第9条第2項に規定する届出は、施設損壊等届出書を市長に提出することにより行わなければならない。

(開館時間等の変更の承認の手続)

第10条 条例第11条の承認の申請は、あらかじめ、開館時間等変更承認申請書を教育委員会に提出することにより行わなければならない。

(利用料金の承認の手続等)

第11条 条例第12条第3項前段の承認の申請は、あらかじめ、利用料金承認申請書を市長に提出することにより行わなければならない。

2 指定管理者は、条例第12条第3項前段の承認を受けたときは、当該承認に係る利用料金の額を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、条例第12条第3項後段に規定する場合の申請について準用する。この場合において、第1項中「利用料金承認申請書」とあるのは、「利用料金変更承認申請書」と読み替えるものとする。

(利用料金の還付の承認の手続)

第12条 条例第12条第5項ただし書の承認の申請は、あらかじめ、利用料金還付承認申請書を市長に提出することにより行わなければならない。

(利用料金の減免の承認の手続)

第13条 条例第12条第6項の承認の申請は、あらかじめ、利用料金減免承認申請書を市長に提出することにより行わなければならない。

(使用承認申請書等の様式)

第14条 この規則に規定する使用承認申請書その他の書類の様式は、教育委員会が別に定める。ただし、指定管理者に拠点施設の管理に関する業務を行わせる場合にあっては、第4条および第7条から第9条までに規定する書類の様式は、指定管理者が別に定める。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議第 2 号

高島市高島歴史民俗資料館の管理運営に関する規則を廃止する規則案
上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 月 2 9 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市高島歴史民俗資料館の管理運営に関する規則を廃止する規則

高島市高島歴史民俗資料館の管理運営に関する規則（平成 1 7 年高島市教育委員会規則第 3 3 号）は、廃止する。

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議第 3 号

高島市郷土文化保存伝習施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 月 2 9 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市郷土文化保存伝習施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

高島市郷土文化保存伝習施設の管理運営に関する規則（平成 1 7 年高島市教育委員会規則第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表朽木資料館の項を削る。

第 3 条の表朽木資料館の項を削る。

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

高島市郷土文化保存伝習施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

現 行	改 正 案																								
<p>(開館時間)</p> <p>第2条 伝習施設の開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育長が必要と認めるときは、臨時にこれを変更することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 80%;">開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マキノ資料館</td> <td>午前9時から午後4時30分ま</td> </tr> <tr> <td>朽木資料館</td> <td>で</td> </tr> </tbody> </table> <p>(休館日)</p> <p>第3条 伝習施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育長が必要と認めるときは、これを変更し、または臨時に休館日を設定することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 80%;">休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マキノ資料館</td> <td>(1) 月曜日および火曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。ただし、5月5日(こどもの日)および11月3日(文化の日)は除く。</td> </tr> <tr> <td>朽木資料館</td> <td>(3) 12月28日から翌年の1月4日までの日</td> </tr> </tbody> </table>	名称	開館時間	マキノ資料館	午前9時から午後4時30分ま	朽木資料館	で	名称	休館日	マキノ資料館	(1) 月曜日および火曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。ただし、5月5日(こどもの日)および11月3日(文化の日)は除く。	朽木資料館	(3) 12月28日から翌年の1月4日までの日	<p>(開館時間)</p> <p>第2条 伝習施設の開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育長が必要と認めるときは、臨時にこれを変更することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 80%;">開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マキノ資料館</td> <td>午前9時から午後4時30分ま</td> </tr> <tr> <td></td> <td>で</td> </tr> </tbody> </table> <p>(休館日)</p> <p>第3条 伝習施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育長が必要と認めるときは、これを変更し、または臨時に休館日を設定することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 80%;">休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マキノ資料館</td> <td>(1) 月曜日および火曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。ただし、5月5日(こどもの日)および11月3日(文化の日)は除く。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) 12月28日から翌年の1月4日までの日</td> </tr> </tbody> </table>	名称	開館時間	マキノ資料館	午前9時から午後4時30分ま		で	名称	休館日	マキノ資料館	(1) 月曜日および火曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。ただし、5月5日(こどもの日)および11月3日(文化の日)は除く。		(3) 12月28日から翌年の1月4日までの日
名称	開館時間																								
マキノ資料館	午前9時から午後4時30分ま																								
朽木資料館	で																								
名称	休館日																								
マキノ資料館	(1) 月曜日および火曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。ただし、5月5日(こどもの日)および11月3日(文化の日)は除く。																								
朽木資料館	(3) 12月28日から翌年の1月4日までの日																								
名称	開館時間																								
マキノ資料館	午前9時から午後4時30分ま																								
	で																								
名称	休館日																								
マキノ資料館	(1) 月曜日および火曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。ただし、5月5日(こどもの日)および11月3日(文化の日)は除く。																								
	(3) 12月28日から翌年の1月4日までの日																								

議第 4 号

高島市朽木生涯学習施設「ステーション・オアフ」の管理運営に関する規則を廃止する規則案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 月 2 9 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市朽木生涯学習施設「ステーション・オアフ」の管理運営に関する規則を廃止する規則

高島市朽木生涯学習施設「ステーション・オアフ」の管理運営に関する規則（平成 1 8 年高島市教育委員会規則第 6 号）は、廃止する。

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議第5号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和6年1月29日

高島市教育委員会

教育長 川島 浩之

臨時代理につき承認を求めることについて

高島市立学校結核対策委員会委員の委嘱については、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定により、令和5年7月18日に次のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

高島市立学校結核対策委員会規則（平成27年高島市教育委員会規則第9号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり高島市立学校結核対策委員会委員に委嘱する。

旧

区分	委員種別	氏名	備考
4号	高島保健所長	切手 俊弘	高島保健所長

新

区分	委員種別	氏名	備考
4号	高島保健所長	時田 美和子	高島保健所長

任期：令和5年7月18日から令和6年5月31日まで

報告第1号

高島市高島B&G海洋センターの臨時休館について

高島市高島B&G海洋センターの設置および管理に関する条例（平成17年高島市条例第365号）第12条の規定に基づき、下記のとおり高島市高島B&G海洋センターの臨時休館を定めたので報告する。

令和6年1月29日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

記

- 1 施設名および臨時休館日
高島市高島B&G海洋センター 温水プール
令和6年1月10日（水）から14日（日）まで
- 2 休館理由
ヒートポンプチラーの点検作業およびプール水の昇温のため
- 3 利用者への周知方法
ホームページ、防災行政無線および休館予告ポスターの施設内掲示

報告第2号

高島市高島B&G海洋センターの臨時休館について

高島市高島B&G海洋センターの設置および管理に関する条例（平成17年高島市条例第365号）第12条の規定に基づき、下記のとおり高島市高島B&G海洋センターの臨時休館を定めたので報告する。

令和6年1月29日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

記

- 1 施設名および臨時休館日
高島市高島B&G海洋センター 温水プール
令和6年1月16日（火）から令和6年1月31日（水）まで
※毎週月曜日は休館日
- 2 休館理由
プール水の昇温のため
- 3 利用者への周知方法
ホームページ、防災行政無線および休館予告ポスターの施設内掲示